

★ 広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）（住宅室）

一 改正の要旨

1 次の県営住宅を追加した。

名 称	位 置
県営第二平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町

2 次の県営住宅を廃止した。

名 称	位 置
県営東山住宅	広島市安佐北区可部東一丁目

3 次の県営住宅駐車場を設置した。

名 称	位 置
県営福島住宅駐車場	広島市西区福島町二丁目

二 施行期日

平成二十年三月三十一日。ただし、県営第二平成ヶ浜住宅及び同住宅駐車場に係る改正規定については平成二十年四月一日、県営福島住宅駐車場に係る改正規定については平成二十年六月一日